

監査報告第1号
平成30年（2018年）5月7日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 武 市 憲 一
同 本 郷 俊 史

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 定期監査（事務監査） | 3 出資団体等監査 |
| 環境局 円山動物園 | 一般財団法人 札幌市下水道資源公社 |
| 白石区 市民部、保健福祉部 | 一般財団法人 札幌市水道サービス協会 |
| 清田区 市民部、保健福祉部 | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 |
| 南区 市民部、保健福祉部 | 社会福祉法人 札幌慈啓会 |
| 西区 市民部、保健福祉部 | 社会福祉法人 ろうふく会 |
| | 大和リース株式会社 |
| | 北海道中央バス株式会社 |
| 2 定期監査（工事監査） | 社会福祉法人 常徳会 |
| 環境局 みどりの推進部 | 学校法人 大藤学園 |
| 交通局 高速電車部 | |

定 期 監 查

(事務監査)

平成 29 年度定期監査（事務）報告書

監査の範囲

平成29年1月1日から同年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の方法

前記事務を対象として、関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかどうかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

また、特に「公有財産の管理」を取り上げ、重点的な監査を行った。

監査の期間

平成30年1月11日から同年3月28日まで

監査の結果

おおむね良好と認められ、重点項目については指摘及び意見はないが、次のとおり一部の部局において注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第 1 指摘事項

1 支出事務

(1) 支出負担行為伺に関する事務を適正に行うべきもの

【環境局円山動物園】

役務の調達に当たっては、事前に支出負担行為伺書などにより契約締結専決権者までの決裁を経たうえで、見積書の徴取や契約の締結などの一連の調達行為を行うこととされており、調達内容等の変更により経費の増加が見込まれる場合にも、別途これを伺うことが必要となる。

しかしながら、検査結果によっては追加検査が必要となるような動物に係る検査については、費用の請求があったときにこの伺書を起票することができるものと認識していたことにより、受託者から受理した納品書等の日付をもってこの伺書を登録し、決裁を受けているものがみられた。

今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの

【環境局円山動物園、白石区保健福祉部】

【環境局円山動物園】

ア 役務契約に関する事務処理において、以下のとおり仕様書等で受託者に提出を求めている必要書類を受領していないものがみられた。

- (ア) 日程等を記載した業務計画書（円山動物園園内倒木処理業務）
- (イ) 業務責任者の資格証の写し及び雇用関係を証明する書類（円山動物園エレベーター保守業務）
- (ウ) 監督者若干名の選任届（円山動物園自動ドア保守業務）
- (エ) 業務に係る施行報告書（円山公園駐車場出入庫制御装置機械警備機器設置業務）
- (オ) 搬出実績内訳表（円山動物園砂搬出業務）

今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

【白石区保健福祉部】

イ 札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業において、同事業の委託料は、契約書に添付された別表によりサービス提供時間に応じた単位数を求め、これを1月毎に合計したものに契約単価を乗じて算出することとされている。

役務が完了した際、受託者から事業実績報告書を提出させているが、誤って前年度契約に基づく単位数が記載されたものを受領し、委託料を過大に支出している事例がみられた。

今後は、関係規程を順守するとともに、書類の受領時、履行検査及び支出審査時におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【環境局円山動物園】

産業廃棄物処理の委託に当たっては、排出事業者である市と受託者である同処理業許可業者とが、お互いの役割と責任を明確にするために、所定の事項を記載した委託契約書を取り交わす必要があるが、この契約書において、産業廃棄物処理に関する必要事項の記載及び必要書類の添付がなされていないものがみられた。

今後は、関係法令等を順守するとともに、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 石油製品の購入に関する事務を適正に行うべきもの

【環境局円山動物園】

石油製品（ガソリン・軽油等）の購入に係る給油指図書の手務処理において、以下の事例のような関係規程の理解不足やチェック機能の不備等に起因すると考えられる誤りが多数みられた。

ア 予定数を記載することなく交付しているもの

イ 給油指図書で給油を受けることができない携行缶により給油を受けているもの

ウ 給油指図書は、一葉につき一品目しか給油を受けられないところ、複数の品目で給油を受けているもの

エ 給油数を契約者が誤記した場合は、再発行したものに正規の給油数を記入させなければならないところ、これを行っていないもの

オ 給油を受けた際に発行される納品伝票が保管されていないもの

カ 係長は納品書に事後確認と朱記し、職氏名を記入するとともに確認印を押印しなければならないが、これがなされていないもの

このような取扱は不適切であることから、今後は関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 市内旅費に関する事務を適正に行うべきもの

【白石区保健福祉部】

宿泊を伴わない係長職の出張命令は課長専決によることとされているが、課長の決裁を受けることなく、係長自らの決裁で処理しているものがみられた。

今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

第2 基本的順守事項

今回の監査において、指摘事項とはしていないものの、今後の事務執行に際して、留意すべき事項は、次のとおりである。

1 歳入歳出外現金に関する事務について

【白石区保健福祉部、清田区市民部、南区市民部、南区保健福祉部、西區市民部】

歳入歳出外現金については、経理簿により執行状況を確認し、適切に処理すべきところ、受入あるいは払出の金額が誤ったまま一定期間経過していたものがみられた。

2 石油製品の購入に関する事務について

【西区保健福祉部】

給油の際に使用した給油指図書等について、課庶務担当係長は、前月分の購入に係る納品書（1か月分）を照合確認後、納品書に「事後確認」と朱記し、職氏名を記入するとともに確認印を押印することとされているが、これがなされていなかった。

3 備品の出納管理に関する事務について

【環境局円山動物園】

購入した備品について、備品出納簿及び同使用簿に記載されていないものがみられた。

4 固定資産台帳の登録に関する事務について

【環境局円山動物園、西区市民部】

取得金額が100万円以上の備品については、固定資産台帳に登録することとされているが、これが行われていないものがみられた。

5 重要な物品の現在高報告に関する事務について

【環境局円山動物園、南区市民部】

本市が所有する価格100万円以上の「重要な物品」については、毎年度、その現在高を市会計管理者に報告しなければならないが、該当する備品について、現在高を報告していないものがみられた。

6 営業車チケットの交付に関する事務について

【西区保健福祉部】

チケットを交付する際は、チケット簿冊に綴り込まれている交付先記載表に交付月日や交付者氏名を記載することとされているが、この記載を行っていないものがみられた。

7 S A P I C Aの使用に関する事務について

【白石区保健福祉部、西区保健福祉部】

S A P I C Aの使用に関する事務において、以下の事例がみられた。

【西区保健福祉部】

- (1) S A P I C Aにチャージする際に、使用簿の所定の箇所に押印がないもの

【白石区保健福祉部】

- (2) S A P I C Aにチャージした後、課長までの報告を行っていないもの

8 出勤簿の整理について

【環境局円山動物園】

出勤簿の整理において、以下の事例がみられた。

- (1) 出勤日に押印のないもの
- (2) 「出張」等の表示がないもの